

田原会計 NEWS

2020年8月11日(火)

〒400-0032 山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

キャッシュレス消費者還元事業から マイナポイント事業へ

昨年10月から行われていたキャッシュレス消費者還元事業は、本年6月に終了しましたが、本年9月からは、マイナポイント事業によるマイナポイントの付与が始まります。

マイナポイント事業とは

マイナポイント事業は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的として行う国の事業です。国家予算2,500億円が投じられているそうです。期間は本年9月から来年3月までの7か月間です。

本年9月以降に行われるICカード(電子マネー)・QRコード決済・クレジットカードなどのキャッシュレス決済サービスがこの制度の対象となります。マイナポイントは決済サービスの利用(チャージまたは購入)額に応じて付与されます。プレミアム率はチャージ額または購入額の25%で、上限は5,000円分となります。

マイナポイント取得の事前準備

マイナポイントを取得するためには、以下の事前準備が必要となります。

①マイナンバーカードの取得

まず、マイナンバーカードを保有してい

ることが前提となります。

②マイナポイントの予約

マイナンバーカードが入手できたら、次にマイナポイントの予約を行うと、マイキーIDが発行されます。自身のスマートフォン、パソコンで手続きするには専用のアプリ・ソフトのダウンロードが必要です。パソコンやスマホがない方は、全国各地に設置してある約9万箇所の支援端末で手続きができます。

③マイナポイントの申込み

続いて申込み手続きを行い、利用しようとするキャッシュレス決済のIDやセキュリティコードを入力します。この手続きも専用アプリや支援端末で行います。

加盟店側の手続は不要

キャッシュレス消費者還元事業では加盟店側(小売店、販売店等)に登録手続が必要でしたが、マイナポイント事業では加盟店に登録手続等は不要です。



このマークが
目印!